破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４７８９号
大阪市都島区大東町１丁目10番２号
債務者　株式会社ペブル
代表者代表取締役　香月　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　悠紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５５８号
大阪市中央区内淡路町１－１－６―701
債務者　株式会社Ａｒｔｍｅｓ
代表者代表取締役　下脇　香織
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５８７号
大阪府八尾市明美町１丁目２番３―212号、商業登記簿上の本店所在地大阪市天王寺区小宮町２番20号
債務者　株式会社ジャンプインターワーク
代表者代表取締役　松田　恒二
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　達郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６９８号
大阪市旭区今市２丁目19番９号
債務者　有限会社オフィスＫＥＮ
代表者取締役　家村　信治
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　博一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７４４号
大阪市中央区南船場１丁目３番27号、商業登記簿上の本店所在地アメリカ合衆国デラウェア州ニューアーク市バークスデイル・プロフェッショナル・センター113番
債務者　株式会社ロイヤルエタニティー
代表者代表取締役　中島　　孝
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７４６号
大阪府大東市学園町５番38号
債務者　有限会社ティーワイホームサービス
代表者取締役　山本　忠男
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８８１号
大阪市住吉区上住吉１丁目５番７号
債務者　株式会社スタックス
代表者代表取締役　清水　孝洋
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速見　禎祥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７０６号
大阪府吹田市寿町２丁目11番12号
債務者　有限会社丸国商会
代表者代表取締役　田中　　保
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０１７号
京都市南区唐橋赤金町67番地の２
債務者　吉美健創合資会社
代表者無限責任社員　吉　　常義
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　嘉晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
北海道枝幸郡枝幸町歌登南町413番地６
債務者　歌登産業株式会社
代表者代表取締役　吉田　憲秋
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午後３時20分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８号
北海道滝川市新町１丁目４番10号
債務者　有限会社滝川仕出しセンター
代表者代表取締役　古屋　順二
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後２時
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第９４２号
堺市西区浜寺石津町中３丁３番18号
債務者　株式会社平成断熱
代表者代表取締役　竹﨑　純正
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後２時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９６９号
大阪市淀川区西中島２丁目14番６号新大阪第２ドイビル
債務者　アット・ブレインズ株式会社
代表者代表取締役　西村　良一
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後２時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
北海道函館市富岡町２丁目３番３号
債務者　有限会社ベストホーム
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米塚　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月11日午前11時
函館地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第６２号
香川県坂出市駒止町１丁目５番37号
債務者　山田　清朗
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籠池　宗平
4　破産債権の届出期間　平成23年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第４３０号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目15番15号　ハビテーションＷＡＤＡ207号
債務者　大村　清一
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　大輔
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部